

承認第4号

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について，地方自治法第
179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第3項の規定によ
り報告し，承認を求める。

令和6年12月2日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第9号

専 決 処 分 書

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月30日

取手市長 中 村 修

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）</u>第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。</p>	<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）</u>第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。</p>

ア 重度心身障害者等の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。)第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき。

イ 重度心身障害者等の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6

ア 重度心身障害者等の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき。

イ 重度心身障害者等の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6

<p>条及び第 6 条の 2 の規定並びに経過措置政令第 46 条第 7 項の規定の例によるものとし、前項第 4 号に規定する<u>旧特別児童扶養手当法施行令第 2 条第 1 項及び第 2 項</u>に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、<u>旧特別児童扶養手当法施行令第 4 条及び第 5 条</u>の規定の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>及び第 6 条の 2 の規定並びに経過措置政令第 46 条第 7 項の規定の例によるものとし、前項第 4 号に規定する<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 1 項及び第 2 項</u>に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、<u>同令第 4 条及び第 5 条</u>の規定の例による。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定は令和 6 年 6 月 1 日から、同項第 4 号の規定は同年 8 月 1 日から適用する。